

1 漁業権者の 名称及び住所	名 称	久慈川漁業協同組合						
	住 所	久慈市大川目町第15地割8番地1						
2 漁業権の免 許番号	内共第2号(久慈川)							
3 遊漁につい ての制限の範 囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間			
		あゆ	友釣り どぶ釣り	久慈川本支流 の免許区域	7月1日から11月30日までの期 間内で理事が定めて公表する期 間			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで			
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
		うなぎ	餌釣り	〃	3月1日から11月30日まで			
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から12月31日まで			
		こい	餌釣り	〃	〃			
		ふな	〃	〃	〃			
	かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで				
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範 囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間			
		滝ダムえん堤から上流200メートルの地点までの 長内川の区域			1月1日から12月31日まで			
		滝ダムえん堤から下流230メートルの地点までの 長内川の区域						
		大川目町の久慈川と茅森川の合流点から上流の茅 森川の区域						
山形町松坂橋上流端から上流の北沢の区域			1月1日から12月31日までの期間 内で理事が定めて公表する期間					
大川目町の長内川と深田沢の合流点から上流の深 田沢の区域								
山形町霜畑関橋上流端から上流の二又川の区域			9月1日から翌年2月末日まで					
湊町湊橋下流端及び湊町夏井川流出口から長内町 久慈川河口までの区域								
(3) 漁具漁法の 制限	まき餌(よせ餌容器の使用を含む。)及び潜水による漁具漁法は、禁止する。							
(4) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長				
	やまめ(ひかりを含む。)			13センチメートル				
	いわな			13センチメートル				
	うなぎ			30センチメートル				
	うぐい			10センチメートル				
	こい			20センチメートル				
	ふな			10センチメートル				
(5) その他	組合が濃密放流して開設するやまめ及びいわな特設釣場並びにやまめ及びいわなつ かみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納 付しなければならない。							
4 遊漁料の額 及びその納付 方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所	
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	3,000円	12,000円	組合事務所及 び指定販売所	
			やまめ さくら ます いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り				
うなぎ こい ふな かじか			餌釣り					
雑 魚			やまめ さくら ます いわな うぐい わかさ ぎ	餌釣り 擬餌釣り	2,000円			8,000円

		うなぎ こい ふな かじか	餌釣り			
	<p>ア 中学生以下は、無料とする。</p> <p>イ 肢体不自由者及び75歳以上の者は、3分の2に相当する額とする。</p> <p>ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>					
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	24,000円	21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所
		やまめ さくら ます いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り			
		うなぎ こい ふな かじか	餌釣り			
	雑 魚	やまめ さくら ます いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り	17,000円	15,200円	
		うなぎ こい ふな かじか	餌釣り			
5 遊漁承認証に関する事項	<p>(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。</p> <p>(2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。</p>					
6 遊漁に際し守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。</p>					
7 漁場監視員に関する事項	<p>(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>(2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。</p>					
8 違反者に対する措置に関する事項	<p>組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。</p>					